

CGS 研究会  
神田座長  
委員各位

2019/2/13  
太田順司

2/13 の研究会は、所用のため欠席させていただきますので、あらかじめ、所信を書面にて申し上げます。尚、今回申し上げる意見は、これまでの研究会で申し上げた点と重複していること、事務局の整理された「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（仮）」に基づいておりますので、予め、ご承知をお願いします。

1. 「3.グループ内部統制システムの在り方」に於いて、「3.3 実効的な内部統制システムの構築・運営の在り方」の項で触れている「実効性」は、内部統制部門配置者の実力度と、人材育成システムの整備の両者によって、担保されるものと考える。配置者には、CIA（公認内部監査人）、CISA（公認情報システム監査人）、QIA（内部監査士）等の専門能力を持たせることが重要であり、単なる人事ローテーションの一環としての配置の限界を超えることが求められる。同時に、内部統制部門を重要なキャリアとして位置つけることも重要であり、経営幹部への登用のツールゲートとできれば、「実効性」は有効に機能すると考える。
2. 「3.3.6 サイバーセキュリティ対策の在り方」は、今後の企業統治に於いて、最も経営資源を集中し、内部統制システムとして強化していくべき視点の一つである。データの国境化、言い換えれば、地政学的なデータの囲い込みが急速に進む中で、企業に於けるサイバーセキュリティ問題は多くの課題を抱えているが、企業毎に、その対応は異なっていることは当然としても、「実務指針」の形で、企業に十分な対応策の検討を促すことの意義は大きいと考える。
3. 「3.4 有事対応の在り方」、「3.4.2 第三者委員会の活用について」の項で強調して頂きたい点は、①Discovery 制度への配慮をしつつ②第三者委員会は、執行陣からの委託に依るのではなく、（声なき）株主からの委託で組織されるものであることの二点。  
「有事」であることから、時間的制約があり、会社側事情に疎い外部の第三者が行う調査には一定の限界があることを踏まえれば、委員会委員には独立社外役員（含む監査役等）の参加を拒む理由はない。また、調査範囲等に関しても、執行陣から依頼される範囲に限定するのではなく、第三者委員会の裁量をもって、調査範囲を決定し、調査費用を請求することが望まれる。法的根拠として、この第三者委員会の調査費用を監査費用の一環として取り扱うことも可能であり、監査役等の監査権限とも整合的である。

4.「5.上場子会社の在り方」「5.1.2 上場子会社の利益相反構造」の項、将来的に親子上場廃止とするとしても、経過措置としては、①親会社としての親子上場に関する考え方（合理性と必要性）と資本コストを勘案した上場子会社の意義等に関する情報開示が必須であること②利益相反に係る特別委員会を組成する際には、独立社外役員（含む監査役）を過半とするか、又は、独立社外役員のみで構成される委員会とすることを強く推奨することが必要ではないか。また、特別委員会の決議内容は取締役会で respect されなければならない。

以上